

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月27日
【中間会計期間】	第45期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社ノジマ
【英訳名】	Nojima Corporation
【代表者の役職氏名】	代表執行役会長 野島 廣司
【本店の所在の場所】	神奈川県相模原市横山一丁目1番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市中区尾上町6-90
【電話番号】	050(3116)1220(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 財務経理本部長 庄司 友彦
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第43期中	第44期中	第45期中	第43期	第44期
会計期間	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
売上高(千円)	48,946,118	56,150,262	59,430,524	99,864,940	118,012,321
経常利益(千円)	1,026,169	1,230,479	498,589	2,526,322	3,080,954
中間(当期)純利益(千円)	451,484	538,785	252,522	1,019,931	1,608,184
純資産額(千円)	7,088,653	7,991,661	11,148,297	7,519,841	10,805,085
総資産額(千円)	30,128,643	33,873,288	38,610,571	34,778,367	40,905,356
1株当たり純資産額(円)	503.42	570.85	696.30	537.22	685.99
1株当たり中間(当期)純利益(円)	32.06	38.48	16.03	72.45	111.07
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	23.5	23.6	28.4	21.7	26.4
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	849,548	471,310	2,573,184	2,565,962	1,388,252
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	309,254	647,006	1,607,829	1,561,999	1,321,552
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	49,161	263,405	1,587,041	179,428	1,660,754
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(千円)	2,618,541	2,298,996	4,264,627	3,153,892	4,881,298
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	579 (891)	610 (1,062)	727 (1,531)	551 (926)	586 (1,202)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、希薄化効果を有する潜在株式がないため記載しておりません。

3. 平成16年8月20日付をもって株式1株を2株に分割しております。

4. 第45期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準摘要指針第8号)を適用しております。

(2)提出会社の経営指標等

回次	第43期中	第44期中	第45期中	第43期	第44期
会計期間	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
売上高(千円)	39,647,821	45,808,849	45,473,334	85,179,922	95,342,714
経常利益(千円)	851,048	896,394	302,764	2,293,205	2,338,449
中間(当期)純利益(千円)	188,474	457,922	122,024	857,956	1,298,914
資本金(千円)	1,529,572	1,529,572	2,430,096	1,529,572	2,430,096
発行済株式総数(株)	14,112,200	14,112,200	15,846,496	14,112,200	15,846,496
純資産額(千円)	6,512,708	7,435,889	10,051,393	7,044,932	10,020,422
総資産額(千円)	27,781,335	30,564,400	32,686,101	30,772,205	34,746,352
1株当たり純資産額(円)	462.52	531.15	637.82	503.29	636.18
1株当たり中間(当期)純利益(円)	13.39	32.71	7.74	60.95	89.71
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(円)	5.00	5.00	6.00	10.00	11.00
自己資本比率(%)	23.5	24.3	30.7	22.9	28.8
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	522 (684)	544 (871)	536 (896)	506 (736)	515 (869)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、希薄化効果を有する潜在株式がないため記載しておりません。

3. 平成16年8月20日付をもって株式1株を2株に分割しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)インターデコ	神奈川県横浜市	46,940	携帯電話コンテンツ及び音楽配信事業	67.0	-
(有)プロフィット (注)1.	島根県米子市	6,000	通信機器の販売及びその利用権販売に関する代理店業務	(70.0)	-
(株)ノジマ・システムエンジニアリング (注)2.	神奈川県横浜市	10,000	グループ内システム開発・運用	100.0	POSシステムの運営・保守の管理を委託している

(注)1.(有)プロフィットの議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であります。

(注)2.前期末は、休眠会社でありましたが、当中間連結会計期間より事業活動を再開しておりますので、記載しております。

4【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

事業の種類別セグメントを記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと、次のとおりであります。

平成18年9月30日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
販売	667 (1,504)
管理	60 (27)
合計	727 (1,531)

(注)1.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2.連結子会社の増加に伴い従業員、臨時雇用者が増加しました。

(2)提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	536 (896)
---------	-----------

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(3)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、企業業績の改善を背景とした設備投資の増加や雇用情勢の改善等により、穏やかな景気回復基調で推移しておりますが、その影響は家計には及ばず厳しい環境が続いております。

一方、家電流通業界につきましても、単価ダウンやパソコン販売の不振に加え、期待の薄型テレビもワールドカップ効果が限定的で、更には梅雨の長期化によりエアコン販売が低調であった等の状況にあり、更に、同業他社との競争も一層厳しさを増しております。

このような状況の下、当社における販売の状況につきましては、売上高は、薄型テレビを中心としたデジタルAV機器、白物家電を中心とした家電製品の売上は大きな伸びを示しましたが、当社は市場において伸び悩んでいるパソコンの販売比率が高いこともあり、その不振を補うことはできませんでした。携帯電話につきましてはモバイルナンバーポータビリティ前の買い控えも影響し、販売台数は伸び悩みました。また、下期の新規出店を見据え、スクラップ&ビルドを推進し3店舗の開店に対して、商圈が重なる4店舗を閉鎖するなど、閉店を先行させたことも少なからず業績に影響を与えました。

又、重要な後発事象といたしましては当社は中長期的な経営戦略に基づく業績拡大を目的に、今年度3月を目処に株式会社真電との合併を進めております。両社は出店地域の重複が無いため地域補完性が期待できる一方で、商品アイテムにつきましては数多くのものが重複しており、仕入統合等によりローコスト化、高効率化が期待できると考えております。

このような結果、当中間期売上高は45,473百万円（前年同期比0.7%減）、経常利益302百万円（同比66.2%減）、中間純利益122百万円（同比73.4%減）となりました。

また、グループ全体としましては、中間連結売上高59,430百万円（同比5.8%増）、経常利益498百万円（同比59.5%減）、中間純利益252百万円（同比53.1%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、仕入債務の減少、有形固定資産の取得による支出等の要因により一部相殺されたものの、売上債権の減少やたな卸資産の減少により資金を増やしつつ、有利子負債の圧縮を進めたことにより、前中間連結会計期間末に比べ1,965百万円増加し、当中間連結会計期間末には4,264百万円（前年同期比85.5%増）となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は2,573百万円（同 - %）となりました。これは主に、売上債権の減少（1,622百万円）とたな卸資産の減少（1,352百万円）等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,607百万円（同148.5%増）となりました。これは主に、新規出店にかかる有形固定資産の取得（1,218百万円）、差入敷金・保証金の預け入れ（606百万円）等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は1,587百万円（同 - %）となりました。これは主に、長期借入による収入（1,000百万円）により一部相殺されたものの、長期借入金の返済（1,538百万円）と社債の償還（1,060百万円）等によるものであります。

2【仕入及び販売の状況】

(1) 品目別仕入高

品目	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
パソコン	8,586,559	78.0
通信・OA機器	14,505,684	95.2
コンピュータ関連商品	7,788,762	142.1
テレビ	4,715,333	114.6
ビデオ	1,487,007	74.6
オーディオ	1,549,349	111.8
オーディオ・ビジュアル関連商品	540,698	85.3
季節品	2,240,018	110.6
家電品	4,623,581	101.4
工事・サービス	1,027,880	115.8
その他	620,074	177.5
合計	47,684,949	100.0

(注) 記載の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 品目別売上高

品目	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
パソコン	9,943,053	83.3
通信・OA機器	18,095,620	101.5
コンピュータ関連商品	6,478,993	94.9
テレビ	5,383,415	115.6
ビデオ	1,992,447	93.3
オーディオ	1,833,310	120.0
オーディオ・ビジュアル関連商品	895,715	85.2
季節品	2,486,103	96.9
家電品	5,839,352	106.3
工事・サービス	703,445	80.9
その他	5,779,065	365.4
合計	59,430,524	105.8

(注) 記載の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 所在地別売上高

事業所	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
神奈川県	30,062,718	99.2
東京都	10,028,483	120.7
埼玉県	6,553,652	105.8
静岡県	5,404,215	86.5
山梨県	3,282,082	101.6
千葉県	1,115,967	122.5
長野県	943,355	98.6
その他	2,040,048	-
合計	59,430,524	105.8

(注) 記載の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。なお、当中間連結会計期間後に次の経営上の重要な契約を行っております。

(当社と株式会社真電との合併)

当社は、平成18年10月17日開催の取締役会において、平成19年3月1日を期して、株式会社真電(東証2部・コード9911)(以下真電という)と合併することで基本的合意に達し、「合併に関する基本合意書」を締結することを決議いたしました。

この「合併に関する基本合意書」に基づき、当社は、平成18年12月19日開催の取締役会において、真電と合併することを決議し、同日、同社と合併契約書を締結いたしました。

本件の概要は、「第5 経理の状況 1 中間財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」及び、「第5 経理の状況 2 中間財務諸表等 (2) 中間財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載しております。

5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設について完了したものは次のとおりであります。

設備名	区分	設備の内容	床面積 (㎡)	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達方法	着工年月	完成年月
沼津店 (静岡県沼津市)	新設店舗	敷金 設備造作等	(7,097)	1,010,800	673,900	自己資金及 び借入金	平成18年1月	平成18年9月

(注) 面積中の()内は賃貸部分であり外書で示しております。

(2) 当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設は次のとおりであります。

設備名	区分	設備の内容	床面積 (㎡)	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達方法	着工年月	完成年月
守谷店 (茨城県守谷市)	新設店舗	敷金 設備造作等	(3,262)	291,400	194,300	自己資金及 び借入金	平成17年4月	平成18年4月
商品センター (神奈川県愛甲郡)	倉庫	敷金	(17,397)	273,600	182,400	自己資金及 び借入金	平成18年7月	平成18年8月
湯河原店 (神奈川県足柄下郡)	新設店舗	敷金 設備造作等	(2,640)	184,500	-	自己資金及 び借入金	平成18年6月	平成18年10月
八王子みなみ野 (東京都八王子市)	新設店舗	敷金 設備造作等	(3,381)	300,000	-	自己資金及 び借入金	平成18年8月	平成18年11月
Digital+ (東京都武蔵村山市)	新設店舗	敷金 設備造作等	(178)	30,500	-	自己資金及 び借入金	平成18年9月	平成18年11月
DENWAKAN (東京都武蔵村山市)	新設店舗	敷金 設備造作等	(112.4)	19,500	-	自己資金及 び借入金	平成18年9月	平成18年11月
能見台 (神奈川県横浜市)	新設店舗	敷金 設備造作等	(1,325)	61,500	-	自己資金及 び借入金	平成18年9月	平成18年11月
港北モール (神奈川県横浜市)	新設店舗	敷金 設備造作等	(3,054)	368,900	-	自己資金及 び借入金	平成19年1月	平成19年4月
計	-	-	(31,349.4)	1,529,900	280,600	-	-	-

(注) 面積中の()内は賃貸部分であり外書で示しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,000,000
計	56,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月27日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	15,846,496	15,846,496	ジャスダック証券取引所	-
計	15,846,496	15,846,496	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

平成13年7月14日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	185,000	185,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	563	563
新株予約権の行使期間	自平成16年12月21日 至平成19年3月31日	自平成16年12月21日 至平成19年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 563 資本組入額 563	発行価格 563 資本組入額 563
新株予約権の行使の条件	取締役および使用人については取締役または使用人たる地位を失った後も行使することができる。また、被付与者が死亡した場合は、相続人が行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	付与された権利を第三者譲渡、質入その他処分することはできない。	同左
代用払込みにに関する事項		

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日	-	15,846,496	-	2,430,096	-	2,845,078

(4)【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
野島 廣司	神奈川県相模原市弥栄 1 - 7 - 2	1,989	12.55
野島 隆久	神奈川県相模原市中央 3 - 3 - 3	1,939	12.24
野島 絹代	神奈川県相模原市弥栄 1 - 7 - 2	1,906	12.02
有限会社ケイエッチ	神奈川県相模原市淵野辺 1 - 2 - 2 1	750	4.73
有限会社ノマ	神奈川県相模原市中央 3 - 3 - 3	750	4.73
タワーレコード株式会社	東京都品川区南品川 2 - 1 5 - 9	715	4.51
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1	560	3.53
ビーエヌピーパリバセキュリティーズサービスルケンブルグジャスデックセキュリティーズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	23 AVENUE DE LA PORTE NEUVEL- 2085 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋 3 - 1 1 - 1)	485	3.06
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい 3 - 1 - 1 (東京都中央区晴海 1 - 8 - 1 2)	424	2.67
株式会社世真	大阪府大阪市中央区本町橋 2 - 1 6	312	1.99
計	-	9,831	62.04

(5)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 87,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,758,600	157,586	-
単元未満株式	普通株式 396	-	-
発行済株式総数	15,846,496	-	-
総株主の議決権	-	157,586	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が9,300株(議決権の数93個)が含まれております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ノジマ	神奈川県相模原市横山一丁目1番1号	87,500	-	87,500	0.55
計	-	87,500	-	87,500	0.55

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が5,296株(議決権の数52個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれておりません。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,205	1,340	1,139	1,112	1,080	960
最低(円)	1,065	1,071	998	970	903	870

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3【役員の変動】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて役員の変動は、次のとおりであります。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役兼常務執行役	マーケティング本部長兼MD統括	取締役兼常務執行役	マーケティング本部長	中塚 康二	平成18年10月17日
執行役	マーケティング本部物流管理グループ長	執行役	マーケティング本部MD統括	佐藤 丈三	平成18年10月17日

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）及び当中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、霞が関監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年 9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年 3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金	2	3,482,349		5,259,047		6,204,691	
2. 受取手形及び売掛 金		4,855,643		4,731,945		6,242,731	
3. たな卸資産		10,151,547		10,864,303		12,342,204	
4. その他		1,698,474		1,822,892		1,777,008	
5. 貸倒引当金		489,505		28,227		27,662	
流動資産合計		19,698,508	58.2	22,649,962	58.7	26,538,972	64.9
固定資産							
(1) 有形固定資産	1						
1. 建物及び構築物	2	3,630,109		3,778,960		3,794,020	
2. 土地	2	1,644,761		1,644,761		1,644,761	
3. その他		1,037,216		2,254,272		1,238,456	
有形固定資産合計		6,312,086	18.6	7,677,994	19.9	6,677,238	16.3
(2) 無形固定資産							
1. 連結調整勘定		383,671		-		201,949	
2. のれん	4	-		343,578		-	
3. その他		303,914		367,324		430,161	
無形固定資産合計		687,585	2.0	710,902	1.8	632,110	1.5
(3) 投資その他の資産							
1. 差入敷金及び保 証金	2	4,893,081		5,728,102		5,353,346	
2. その他	2	2,307,614		1,869,197		1,729,275	
3. 貸倒引当金		25,587		25,587		25,587	
投資その他の資産 合計		7,175,108	21.2	7,571,712	19.6	7,057,034	17.3
固定資産合計		14,174,780	41.8	15,960,608	41.3	14,366,383	35.1
資産合計		33,873,288	100.0	38,610,571	100.0	40,905,356	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年 9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 支払手形及び買掛金		8,448,160		9,709,083		10,577,334	
2. 短期借入金		350,000		1,600,000		1,700,000	
3. 1年以内返済予定 長期借入金	2	2,655,359		2,973,055		3,043,759	
4. 1年以内償還予定 社債		1,120,000		20,000		1,070,000	
5. 未払金		2,160,359		2,901,399		2,432,491	
6. 未払法人税等		508,275		321,942		959,441	
7. 賞与引当金		49,341		30,325		25,385	
8. その他		706,172		1,297,464		1,206,629	
流動負債合計		15,997,669	47.2	18,853,272	48.8	21,015,042	51.4
固定負債							
1. 社債		570,000		550,000		560,000	
2. 長期借入金	2	6,635,880		5,634,094		6,022,840	
3. 販売商品保証引当 金		727,063		695,808		673,622	
4. 役員退職引当金		116,716		128,682		123,679	
5. 退職給付引当金		726,086		913,376		900,631	
6. その他		484,866		687,040		571,375	
固定負債合計		9,260,613	27.4	8,609,001	22.3	8,852,149	21.6
負債合計		25,258,282	74.6	27,462,273	71.1	29,867,191	73.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年 9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(少数株主持分)							
少数株主持分		623,344	1.8	-	-	233,078	0.6
(資本の部)							
資本金		1,529,572	4.5	-	-	2,430,096	5.9
資本剰余金		1,945,518	5.7	-	-	2,845,078	7.0
利益剰余金		4,553,979	13.4	-	-	5,546,020	13.5
その他有価証券評価 差額金		51,395	0.2	-	-	60,548	0.2
自己株式		88,802	0.2	-	-	76,658	0.2
資本合計		7,991,661	23.6	-	-	10,805,085	26.4
負債、少数株主持分 及び資本合計		33,873,288	100.0	-	-	40,905,356	100.0
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金		-	-	2,430,096	6.3	-	-
2 資本剰余金		-	-	2,845,078	7.4	-	-
3 利益剰余金		-	-	5,706,260	14.8	-	-
4 自己株式		-	-	70,399	0.2	-	-
株主資本合計		-	-	10,911,035	28.3	-	-
評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価 差額金		-	-	61,878		-	-
評価・換算差額等合計		-	-	61,878	0.2	-	-
少数株主持分		-	-	175,382	0.4	-	-
純資産合計		-	-	11,148,297	28.9	-	-
負債純資産合計		-	-	38,610,571	100.0	-	-

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高	1	56,150,262	100.0	59,430,524	100.0	118,012,321	100.0
売上原価		47,290,722	84.2	49,236,430	82.9	99,267,771	84.1
売上総利益		8,859,540	15.8	10,194,094	17.1	18,744,549	15.9
販売費及び一般管理費							
1. 広告宣伝費		984,740		1,423,343		2,372,466	
2. 貸倒引当金繰入額		13,983		1,432		27,723	
3. 給料手当・賞与		2,431,578		2,994,525		4,896,643	
4. 賞与引当金繰入額		49,341		22,775		25,385	
5. 役員退職引当金繰入額		8,402		9,106		14,045	
6. 退職給付費用		51,919		58,828		83,093	
7. 地代家賃		1,307,067		1,940,415		2,673,649	
8. 減価償却費		347,047		406,558		747,246	
9. その他		2,806,673	8,000,752	3,234,337	10,091,322	5,492,573	16,332,828
営業利益		858,788	1.5	102,771	0.2	2,411,721	2.0
営業外収益							
1. 受取利息		13,685		18,221		31,350	
2. 仕入割引		392,323		412,523		793,931	
3. その他		79,934	485,943	128,653	559,398	127,811	953,292
営業外費用							
1. 支払利息		98,835		99,475		194,409	
2. 社債利息		9,501		10,936		18,673	
3. 売上債権売却損		-		28,325		54,307	
4. その他		5,915	114,252	24,843	163,580	16,669	284,059
経常利益		1,230,479	2.2	498,589	0.8	3,080,954	2.6
特別利益							
1. 投資有価証券売却益		43,708		-		70,163	
2. 持分変動益		-		158,272		229	
3. 投資有価証券評価損戻入益		46,921		-		46,524	
4. その他特別利益		10,467	101,097	11,642	169,915	17,243	134,161

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
特別損失							
1. 固定資産除売却損	2	187,447		52,784		235,772	
2. 保証金等解約損		7,220		-		7,221	
3. 投資有価証券売却 損		-		1,999		-	
4. 投資有価証券評価 損		-		4,211		-	
5. 減損損失	3	37,355		160,855		38,748	
6. その他特別損失		32,332	264,355	31,594	251,445	110,948	392,690
			0.5		0.4		0.3
税金等調整前中間 (当期)純利益			1,067,221		417,058		2,822,425
			1.9		0.7		2.4
法人税、住民税及 び事業税		462,970		267,977		1,211,832	
法人税等調整額		26,676	489,647	22,410	290,388	26,679	1,238,512
			0.8		0.5		1.0
少数株主損失 (利益)			38,787		125,852		24,271
			0.1		0.2		0.0
中間(当期)純利 益			538,785		252,522		1,608,184
			1.0		0.4		1.4

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

中間連結剰余金計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			1,945,518		1,945,518
資本剰余金増加高					
1. 新株予約権付社債 の転換による増加額		-		499,875	
2. 増資による新株の 発行		-	-	399,685	899,560
資本剰余金中間期末 (期末)残高			1,945,518		2,845,078
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			4,086,371		4,086,371
利益剰余金増加高					
1. 中間(当期)純利益		538,785	538,785	1,608,184	1,608,184
利益剰余金減少高					
1. 配当金		69,988		139,988	
2. 自己株式処分差損		1,189	71,178	8,547	148,535
利益剰余金中間期末 (期末)残高			4,553,979		5,546,020

中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間（自平成18年 4月 1日 至平成18年 9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年 3月31日 残高 （千円）	2,430,096	2,845,078	5,546,020	76,658	10,744,536
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）			94,505		94,505
中間純利益			252,522		252,522
自己株式の処分			4,006	6,259	2,253
連結子会社増加に伴う利益剰余金増加高			6,229		6,229
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 （千円）	-	-	160,239	6,259	166,499
平成18年 9月30日 残高 （千円）	2,430,096	2,845,078	5,706,260	70,399	10,911,035

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年 3月31日 残高 （千円）	60,548	60,548	233,078	11,038,164
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当（注）				94,505
中間純利益				252,522
自己株式の処分				2,253
連結子会社増加に伴う利益剰余金増加高				6,229
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	1,330	1,330	57,696	56,366
中間連結会計期間中の変動額合計 （千円）	1,330	1,330	57,696	110,133
平成18年 9月30日 残高 （千円）	61,878	61,878	175,382	11,148,297

（注）平成18年3月期決算の利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度の要約連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フ ロー				
税金等調整前中間(当期)純 利益		1,067,221	417,058	2,822,425
減価償却費		413,693	484,186	850,216
減損損失		37,355	160,855	38,748
退職給付引当金の増加額(減少額)		10,372	11,664	16,218
支払利息		98,835	99,475	194,409
投資有価証券売却益		43,708	-	70,163
投資有価証券売却損		-	1,999	-
投資有価証券評価損		-	4,211	-
有形固定資産除売却損		187,447	52,784	235,772
投資有価証券評価益		46,921	-	46,524
保証金等解約損		7,220	-	7,221
売上債権の減少額(増加 額)		638,659	1,622,568	332,272
たな卸資産の減少額(増加 額)		663,168	1,352,312	1,366,471
仕入債務の増加額(減少額)		1,331,000	970,805	323,626
持分変動益		-	158,272	229
その他		161,818	468,169	189,113
小計		214,187	3,546,207	2,483,862
利息及び配当金の受取額		15,908	20,115	34,352
利息の支払額		112,478	99,915	220,991
法人税等の支払額		588,928	893,222	908,971
営業活動によるキャッシュ・フ ロー		471,310	2,573,184	1,388,252

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度の要約連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フ ロー				
定期預金の預入による支出		34	15,026	140,074
定期預金の払戻による収入		-	343,999	-
投資有価証券の取得による支 出		2,000	124	9,000
投資有価証券の売却による収 入		50,708	1,000	124,072
子会社株式の取得による支出		59,901	-	207,631
連結範囲変更を伴う子会社株 式取得による支出		58,798	127,630	193,244
貸付による支出		-	174,330	317
貸付金の回収による収入		-	101,919	500,378
有形固定資産の取得による支 出		583,123	1,218,030	943,223
有形固定資産の売却による収 入		-	4,367	-
無形固定資産の取得による支 出		80,359	157,706	269,672
長期前払費用の取得による支 出		-	2,360	63,375
差入敷金及び保証金の預入に よる支出		97,114	606,002	544,371
差入敷金及び保証金の償還に よる収入		125,437	55,950	252,649
その他		58,180	186,143	172,258
投資活動によるキャッシュ・フ ロー		647,006	1,607,829	1,321,552

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度の要約連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
財務活動によるキャッシュ・フ ロー				
短期借入金純減額		341,320	100,000	391,320
長期借入による収入		2,000,000	1,000,000	3,000,000
長期借入金の返済による支出		1,254,780	1,538,980	2,479,420
社債の発行による収入		-	-	1,000,000
社債の償還による支出		60,000	1,060,000	120,000
株式の発行による収入		-	-	800,085
少数株主からの払込による収 入		-	205,000	1,250
自己株式の取得による支出		9,760	-	9,760
配当金の支払額		70,734	93,061	140,080
財務活動によるキャッシュ・フ ロー		263,405	1,587,041	1,660,754
現金及び現金同等物に係る換算 差額		16	96	47
現金及び現金同等物の増加額 (減少額)		854,895	621,590	1,727,406
現金及び現金同等物期首残高		3,153,892	4,881,298	3,153,892
新規連結による現金及び現金同 等物の増加額		-	4,919	-
現金及び現金同等物中間期末 (期末) 残高		2,298,996	4,264,627	4,881,298

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 5社 ソロン㈱ ㈱テレマックス ㈱イーネット・ジャパン ㈱ブロードバンド・ジャパン ㈱オー・ティ・エス</p> <p>㈱オー・ティ・エスは、当中間連結会計期間において新たに株式を取得したため連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称 ㈱デジタル・ルネッサンス (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社㈱デジタル・ルネッサンスは休眠中であるため連結対象から除外しております。 上記非連結子会社の総資産、売上高、中間純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額は、連結会社の総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金等のそれぞれの合計額に対する影響が軽微であり、全体として中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりませんので、持分法の適用をしておりません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 9社 ソロン㈱ ㈱テレマックス ㈱イーネット・ジャパン ㈱ブロードバンド・ジャパン ㈱オー・ティ・エス ㈱WAVE ㈱プロフィット ㈱インターデコ ㈱ノジマ・システムエンジニアリング</p> <p>㈱プロフィット、㈱インターデコは、当中間連結会計期間において新たに株式を取得したため連結の範囲に含めております。</p> <p>休眠中のため非連結子会社でありました㈱デジタル・ルネッサンスは当中間連結会計期間に㈱ノジマ・システムエンジニアリングに社名変更して事業を再開したため連結の範囲に含めております。</p> <p>㈱WAVEは、㈱ウェイヴから当中間連結会計期間において社名変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称 該当事項はありません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 6社 ソロン㈱ ㈱テレマックス ㈱イーネット・ジャパン ㈱ブロードバンド・ジャパン ㈱オー・ティ・エス ㈱ウェイヴ ㈱オー・ティ・エス、㈱ウェイヴは当連結会計年度において新たに株式を取得したため連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称 ㈱デジタル・ルネッサンス (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社㈱デジタル・ルネッサンスは休眠中であるため連結対象から除外しております。 上記非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額は、連結会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のそれぞれの合計額に対する影響が軽微であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりませんので、持分法の適用をしておりません。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>すべての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>(株)WAVE及び(株)インターデコを除く全ての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p> <p>(株)WAVEは8月末日を中間決算日としております。中間連結財務諸表の作成に当たっては、同中間決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、9月1日から9月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>また、(株)インターデコの中間決算日は4月30日であり、中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>(株)ウェイヴを除く全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。(株)ウェイヴは2月末日を決算日としております。</p> <p>連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、3月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券 子会社 移動平均法による原価法 その他有価証券 a. 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は部分資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) b. 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(ロ) たな卸資産 商品 移動平均法による低価法 ただし、リサイクル商品(中古品)については売価還元法による原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>(イ) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 27～34年 構築物 10～15年 器具備品 3～15年</p> <p>(ロ) 無形固定資産(ソフトウェア) 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券 子会社 同左 その他有価証券 a. 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) b. 時価のないもの 同左</p> <p>(ロ) たな卸資産 同左</p> <p>ただし、リサイクル商品(中古品)、CDについては売価還元法による原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>(イ) 有形固定資産 同左</p> <p>(ロ) 無形固定資産(ソフトウェア) 同左</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券 子会社 同左 その他有価証券 a. 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は部分資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) b. 時価のないもの 同左</p> <p>(ロ) たな卸資産 同左</p> <p>ただし、リサイクル商品(中古品)、CDについては売価還元法による原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>(イ) 有形固定資産 同左</p> <p>(ロ) 無形固定資産(ソフトウェア) 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(ロ) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(ハ) メンバースカード引当金</p> <p>(ニ) 役員退職引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(ホ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>(ヘ) 販売商品保証引当金 販売商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(イ) 貸倒引当金 同左</p> <p>(ロ) 賞与引当金 同左</p> <p>(ハ) メンバースカード引当金 販売促進目的で発行されるメンバーズカードに付与したポイントの利用に伴う費用負担に備えるため、利用実績率に基づく将来利用見込額を計上しております。</p> <p>(ニ) 役員退職引当金 同左</p> <p>(ホ) 退職給付引当金 同左</p> <p>(ヘ) 販売商品保証引当金 同左</p> <p>(ト) 年金基金脱退損失引当金 当社の連結子会社である㈱WA V Eがパルコ企業年金基金から脱退するに当たって発生する一括掛金の見込額を計上しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(イ) 貸倒引当金 同左</p> <p>(ロ) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>(ハ) メンバースカード引当金 同左</p> <p>(ニ) 役員退職引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(ホ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異(20,546千円)については発生年度に費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>(ヘ) 販売商品保証引当金 同左</p> <p>(ト) 年金基金脱退損失引当金 当社の連結子会社である㈱ウェィヴがパルコ企業年金基金から脱退するに当たって発生する一括掛金の見込額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲</p>	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみであり、特例処理を採用しております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ方法...借入金 ヘッジ方針 金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジ会計を行っております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。</p> <p>手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p> <p>同左</p>	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p> <p>同左</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税金等調整前中間純利益は37,355千円減少しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。</p>		<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は38,748千円減少しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき各資産の減価償却累計額に含めております。</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は、10,972,914千円であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	

注) 前連結会計年度の要約連結貸借対照表において減損損失累計額は各資産の金額から直接控除しております。

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>連結調整勘定は、前中間連結会計期間末は、無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の連結調整勘定の金額は、3,162千円であります。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん」と表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																																																												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 2,853,337千円</p> <p>なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 3,967,232千円</p> <p>なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 3,625,592千円</p> <p>なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。</p>																																																												
<p>2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>(1) 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>定期預金</td><td>520,061千円</td></tr> <tr><td>建物</td><td>615,934</td></tr> <tr><td>土地</td><td>110,127</td></tr> <tr><td>差入敷金及び保証金</td><td>2,221,257</td></tr> <tr><td>投資その他の資産</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>113,893</td></tr> <tr><td>計</td><td>3,581,274</td></tr> </table> <p>(2) 上記に対応する債務</p> <table> <tr><td>1年内返済予定長期借入金</td><td>57,387千円</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>3,523,886</td></tr> <tr><td>計</td><td>3,581,274</td></tr> </table>	定期預金	520,061千円	建物	615,934	土地	110,127	差入敷金及び保証金	2,221,257	投資その他の資産		その他	113,893	計	3,581,274	1年内返済予定長期借入金	57,387千円	長期借入金	3,523,886	計	3,581,274	<p>2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>(1) 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>定期預金</td><td>520,065千円</td></tr> <tr><td>建物</td><td>592,930</td></tr> <tr><td>土地</td><td>110,127</td></tr> <tr><td>差入敷金及び保証金</td><td>2,034,552</td></tr> <tr><td>投資その他の資産</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>105,640</td></tr> <tr><td>計</td><td>3,363,315</td></tr> </table> <p>(2) 上記に対応する債務</p> <table> <tr><td>1年内返済予定長期借入金</td><td>495,512千円</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>3,500,745</td></tr> <tr><td>計</td><td>3,996,257</td></tr> </table>	定期預金	520,065千円	建物	592,930	土地	110,127	差入敷金及び保証金	2,034,552	投資その他の資産		その他	105,640	計	3,363,315	1年内返済予定長期借入金	495,512千円	長期借入金	3,500,745	計	3,996,257	<p>2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>(1) 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>定期預金</td><td>520,063千円</td></tr> <tr><td>建物</td><td>602,109</td></tr> <tr><td>土地</td><td>110,127</td></tr> <tr><td>差入敷金及び保証金</td><td>2,126,081</td></tr> <tr><td>投資その他の資産</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>109,767</td></tr> <tr><td>計</td><td>3,468,148</td></tr> </table> <p>(2) 上記に対応する債務</p> <table> <tr><td>1年内返済予定長期借入金</td><td>57,322千円</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>4,034,589</td></tr> <tr><td>計</td><td>4,091,912</td></tr> </table>	定期預金	520,063千円	建物	602,109	土地	110,127	差入敷金及び保証金	2,126,081	投資その他の資産		その他	109,767	計	3,468,148	1年内返済予定長期借入金	57,322千円	長期借入金	4,034,589	計	4,091,912
定期預金	520,061千円																																																													
建物	615,934																																																													
土地	110,127																																																													
差入敷金及び保証金	2,221,257																																																													
投資その他の資産																																																														
その他	113,893																																																													
計	3,581,274																																																													
1年内返済予定長期借入金	57,387千円																																																													
長期借入金	3,523,886																																																													
計	3,581,274																																																													
定期預金	520,065千円																																																													
建物	592,930																																																													
土地	110,127																																																													
差入敷金及び保証金	2,034,552																																																													
投資その他の資産																																																														
その他	105,640																																																													
計	3,363,315																																																													
1年内返済予定長期借入金	495,512千円																																																													
長期借入金	3,500,745																																																													
計	3,996,257																																																													
定期預金	520,063千円																																																													
建物	602,109																																																													
土地	110,127																																																													
差入敷金及び保証金	2,126,081																																																													
投資その他の資産																																																														
その他	109,767																																																													
計	3,468,148																																																													
1年内返済予定長期借入金	57,322千円																																																													
長期借入金	4,034,589																																																													
計	4,091,912																																																													
<p>3 当社は、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行4行との間に融資枠(コミットメントライン)を設定しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における当融資枠に基づく借入の実行状況は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>借入枠</td><td>2,700,000千円</td></tr> <tr><td>借入実行残高</td><td>-</td></tr> <tr><td>差引借入未実行残高</td><td>2,700,000</td></tr> </table>	借入枠	2,700,000千円	借入実行残高	-	差引借入未実行残高	2,700,000	<p>3 当社は、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行3行との間に融資枠(コミットメントライン)を設定しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における当融資枠に基づく借入の実行状況は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>借入枠</td><td>4,000,000千円</td></tr> <tr><td>借入実行残高</td><td>1,400,000</td></tr> <tr><td>差引借入未実行残高</td><td>2,600,000</td></tr> </table> <p>4 のれん及び負ののれんの表示</p> <p>のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>のれん</td><td>536,141千円</td></tr> <tr><td>負ののれん</td><td>192,562</td></tr> <tr><td>差引</td><td>343,578</td></tr> </table>	借入枠	4,000,000千円	借入実行残高	1,400,000	差引借入未実行残高	2,600,000	のれん	536,141千円	負ののれん	192,562	差引	343,578	<p>3 当社は、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行4行との間に融資枠(コミットメントライン)を設定しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における当融資枠に基づく借入の実行状況は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>借入枠</td><td>4,000,000千円</td></tr> <tr><td>借入実行残高</td><td>1,400,000</td></tr> <tr><td>差引借入未実行残高</td><td>2,600,000</td></tr> </table>	借入枠	4,000,000千円	借入実行残高	1,400,000	差引借入未実行残高	2,600,000																																				
借入枠	2,700,000千円																																																													
借入実行残高	-																																																													
差引借入未実行残高	2,700,000																																																													
借入枠	4,000,000千円																																																													
借入実行残高	1,400,000																																																													
差引借入未実行残高	2,600,000																																																													
のれん	536,141千円																																																													
負ののれん	192,562																																																													
差引	343,578																																																													
借入枠	4,000,000千円																																																													
借入実行残高	1,400,000																																																													
差引借入未実行残高	2,600,000																																																													

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																												
<p>1 中間期末商品たな卸高は、低価法による評価損219,877千円を行った後の金額によって計上されております。</p> <p>2 固定資産除売却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">93,952千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">7,071</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">67,160</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">19,062</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">187,447</td> </tr> </table> <p>3 減損損失</p> <p>当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 40%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗 (神奈川県、東京都)</td> <td>店舗設備</td> <td>建物及び構築物</td> <td>器具備品</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。</p> <p>営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(37,355千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物23,170千円及びその他14,185千円であります。</p> <p>当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主に固定資産税評価額及び減価償却計算に用いられている税法規定等に基づく残存価額(取得原価の5%)を基に評価しています。</p>	建物	93,952千円	構築物	7,071	車両運搬具	200	器具備品	67,160	ソフトウェア	19,062	計	187,447	場所	用途	種類	その他	店舗 (神奈川県、東京都)	店舗設備	建物及び構築物	器具備品	<p>1 中間期末商品たな卸高は、低価法による評価損231,115千円を行った後の金額によって計上されております。</p> <p>2 固定資産除売却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">19,060千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">2,822</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">30,896</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">52,784</td> </tr> </table> <p>3 減損損失</p> <p>当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 40%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗 (神奈川県、東京都、長野県 他)</td> <td>店舗設備</td> <td>建物及び構築物</td> <td>器具備品</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。</p> <p>営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(160,855千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物20,201千円、ソフトウェア110,493千円及びその他30,161千円であります。</p> <p>当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主に固定資産税評価額及び減価償却計算に用いられている税法規定等に基づく残存価額(取得原価の5%)を基に評価しています。</p>	建物	19,060千円	構築物	2,822	車両運搬具	5	器具備品	30,896	計	52,784	場所	用途	種類	その他	店舗 (神奈川県、東京都、長野県 他)	店舗設備	建物及び構築物	器具備品	<p>1 期末商品たな卸高は、低価法による評価損240,581千円を行った後の金額によって計上されております。</p> <p>2 固定資産除売却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">105,455 千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">7,071</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">6,047</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">79,892</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">36,905</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ会員権</td> <td style="text-align: right;">400</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">235,772</td> </tr> </table> <p>3 減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 40%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗 (神奈川県、東京都)</td> <td>店舗設備</td> <td>建物及び構築物</td> <td>器具備品</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。</p> <p>営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(38,748千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物23,633千円及びその他15,114千円であります。</p> <p>当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主に固定資産税評価額及び減価償却計算に用いられている税法規定等に基づく残存価額(取得原価の5%)を基に評価しています。</p>	建物	105,455 千円	構築物	7,071	車両運搬具	6,047	器具備品	79,892	ソフトウェア	36,905	ゴルフ会員権	400	計	235,772	場所	用途	種類	その他	店舗 (神奈川県、東京都)	店舗設備	建物及び構築物	器具備品
建物	93,952千円																																																													
構築物	7,071																																																													
車両運搬具	200																																																													
器具備品	67,160																																																													
ソフトウェア	19,062																																																													
計	187,447																																																													
場所	用途	種類	その他																																																											
店舗 (神奈川県、東京都)	店舗設備	建物及び構築物	器具備品																																																											
建物	19,060千円																																																													
構築物	2,822																																																													
車両運搬具	5																																																													
器具備品	30,896																																																													
計	52,784																																																													
場所	用途	種類	その他																																																											
店舗 (神奈川県、東京都、長野県 他)	店舗設備	建物及び構築物	器具備品																																																											
建物	105,455 千円																																																													
構築物	7,071																																																													
車両運搬具	6,047																																																													
器具備品	79,892																																																													
ソフトウェア	36,905																																																													
ゴルフ会員権	400																																																													
計	235,772																																																													
場所	用途	種類	その他																																																											
店舗 (神奈川県、東京都)	店舗設備	建物及び構築物	器具備品																																																											

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(千株)	当中間連結会計期間増加株式数(千株)	当中間連結会計期間減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	15,846	-	-	15,846
合計	15,846	-	-	15,846
自己株式				
普通株式(注)	95	-	8	87
合計	95	-	8	87

(注)自己株式のうち普通株式の株式数の減少8千株は、ストックオプションの行使による減少であります。

配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年5月23日 取締役会	普通株式	94,505	6	平成18年3月31日	平成18年5月23日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月21日 取締役会	普通株式	94,553	利益剰余金	6	平成18年9月30日	平成18年12月4日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年9月30日現在)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在)
現金及び預金勘定 3,482,349千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,183,352 現金及び現金同等物 2,298,996	現金及び預金勘定 5,259,047千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 994,419 現金及び現金同等物 4,264,627	現金及び預金勘定 6,204,691千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,323,392 現金及び現金同等物 4,881,298
		株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに(株)オー・ティ・エスと(株)ウェイヴを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。 (株)オー・ティ・エス (百万円) 流動資産 84 固定資産 8 連結調整勘定 62 流動負債 50 固定負債 23 (株)オー・ティ・エスの株式の取得価額 81 (株)オー・ティ・エスの現金及び現金同等物 22 差引:(株)オー・ティ・エス取得のための支出 58 (株)ウェイヴ (百万円) 流動資産 2,207 固定資産 653 連結調整勘定 22 流動負債 2,311 固定負債 171 (株)ウェイヴの株式の取得価額 400 (株)ウェイヴの現金及び現金同等物 265 差引:(株)ウェイヴ取得のための支出 134

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)				前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
有形固定資産その他	409,125	266,195	142,930	有形固定資産その他	353,861	285,191	68,669	有形固定資産その他	381,031	276,637	104,393
2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
1年内 75,328千円				1年内 67,490千円				1年内 75,909千円			
1年超 76,625				1年超 6,880				1年超 36,201			
合計 150,953				合計 74,371				合計 112,110			
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料 72,395千円				支払リース料 39,715千円				支払リース料 86,311千円			
減価償却費相当額 68,101				減価償却費相当額 35,723				減価償却費相当額 77,650			
支払利息相当額 3,583				支払利息相当額 1,976				支払利息相当額 6,405			
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。				同左				同左			
5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左				同左			

(有価証券関係)

(前中間連結会計期間)(平成17年9月30日現在)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1) 株式	227,547	306,463	78,916
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	227,547	306,463	78,916

2. 時価評価されていない有価証券の主な内容

	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	31,923

(当中間連結会計期間)(平成18年9月30日現在)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1) 株式	201,202	295,311	94,108
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	201,202	295,311	94,108

2. 時価評価されていない有価証券の主な内容

	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	7,235

(前連結会計年度)(平成18年3月31日現在)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1) 株式	181,577	277,517	95,940
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	181,577	277,517	95,940

2. 時価のない有価証券の主な内容

	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	36,735

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
当社グループのデリバティブ取引は金利スワップのみで、すべてヘッジ会計が適用されています。	同左	同左

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成17年 4月 1日 至平成17年 9月30日)

「家電商品及び関連商品の販売並びにこれらの商品の工事、修理」の事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合が、いずれも90%超であるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自平成18年 4月 1日 至平成18年 9月30日)

「家電商品及び関連商品の販売並びにこれらの商品の工事、修理」の事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合が、いずれも90%超であるため、記載を省略しております。

前連結会計年度(自平成17年 4月 1日 至平成18年 3月31日)

「家電商品及び関連商品の販売並びにこれらの商品の工事、修理」の事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合が、いずれも90%超であるため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成17年 4月 1日 至平成17年 9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成18年 4月 1日 至平成18年 9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成17年 4月 1日 至平成18年 3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自平成17年 4月 1日 至平成17年 9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成18年 4月 1日 至平成18年 9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成17年 4月 1日 至平成18年 3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 570円85銭 1株当たり中間純利益 38円48銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 -	1株当たり純資産額 696円30銭 1株当たり中間純利益 16円03銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 -	1株当たり純資産額 685円99銭 1株当たり当期純利益 111円07銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
中間(当期)純利益(千円)	538,785	252,522	1,608,184
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期) 純利益(千円)	538,785	252,522	1,608,184
期中平均株式数(千株)	14,001	15,755	14,478
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含 めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19の規 定に基づく新株引受権(ス トックオプション)1種 類。これらの詳細は「第4 提出会社の状況、1株式等 の状況、(2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	同左	同左

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)発行について

平成17年10月14日に当社取締役会決議に基づく委任により、当社代表執行役が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を「本新株予約権」という)の発行を決定し、平成17年10月31日に本新株予約権付社債を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

- 1 . 社債総額 金10億円
- 2 . 各本社債の金額 金2,500万円の1種
- 3 . 本新株予約権の総数 40個(各本社債に付された本新株予約権の数は1個とする)
- 4 . 新株予約権付社債券の形式 無記名式に限る。
- 5 . 利率 本社債には利息を付さない。
- 6 . 発行価額 額面100円につき金100円ただし、本社債に付された本新株予約権は無償にて発行する。
- 7 . 償還金額 額面100円につき金100円ただし、繰上償還の場合は、第12項第4号、第6号および第7号に定める金額による。
- 8 . 物上担保および保証
本社債には物上担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
- 9 . 償還の方法および期限
 - (1) 本社債の元金は、平成19年10月31日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては本項第4号、第6号および第7号に定めるところによる。
 - (2) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合においては、当社は本社債に付された本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。
 - (3) 本社債を償還すべき日(本項第4号、第6号および第7号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という)が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げる。
 - (4) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該株式交換または株式移転の効力発生日前に、残存する本社債の全部を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。
 - (5) 当社が本項第4号の規定により本社債を償還しようとするときは、当社は当該償還期日の少なくとも1か月以上2か月前に繰上償還をしようとする旨その他必要事項について第20項第1号に定める方法で社債権者に対して通知を行うものとする。
 - (6) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第1金曜日(ただし、第1金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする)までに、第20項第1号に定める方法で事前通知を行ったうえで、当該月の第3金曜日(ただし、第3金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

- (7) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、毎月第2金曜日（ただし、第2金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする）までに、事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債の新株予約権付社債券を第24項記載の償還金支払場所に提出することにより、当該月の第4金曜日（ただし、第4金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする）にその保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

10 . 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。

- (2) 本新株予約権の行使請求期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成17年11月1日から平成19年10月30日（第12項第4号、第6号および第7号に定めるところにより、平成19年10月30日以前に本社債が償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日）までの間いつでも、本新株予約権を行使し、本項第5号ないし第12号に定める割合をもって当社の普通株式の発行またはこれに代えて当社が有する当社の普通株式の移転を請求することができる。

- (3) その他の本新株予約権の行使の条件

当社が第12項第4号もしくは第6号により本社債を繰上償還する場合には、償還期日以降本新株予約権を行使することはできない。また、当社が第17項により本社債につき期限の利益を喪失した場合には当該期限の利益喪失日以後、本新株予約権を行使することはできない。当社が第12項第7号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債の新株予約権付社債券が第24項記載の償還金支払場所に提出されたとき以後本新株予約権を行使することができない。また、本新株予約権の1個の一部を行使することはできない。

- (4) 本新株予約権の消却事由

消却事由は定めない。

- (5) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

- (6) 本新株予約権の行使により発行または移転する当社の普通株式1株に払込むべき金額（以下「転換価額」という）は、当初金1,140円とする。ただし、転換価額は、本項第8号ないし第12号によって修正または調整されることがある。

- (7) 本新株予約権の行使により発行または移転すべき当社の普通株式の株式数は、次式のとおりとする。ただし、転換価額が、本項第8号ないし第12号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切捨て、現金による調整は行わない。

(8) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む）の3連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第9号または第12号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適正と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が570円（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第9号または第12号による調整を受ける）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が1,710円（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第9号または第12号による調整を受ける）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、次に掲げる事由により、当社の普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、転換価額を本号 に定める算式（以下「転換価額調整式」という）により調整しなければならない。

- (イ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を発行または商法第211条にもとづき当社が有する当社の普通株式を処分する場合。
- (ロ) 株式の分割により当社の普通株式を発行する場合。
- (ハ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券または転換できる証券を発行する場合。
- (ニ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の発行または当社が有する当社の普通株式の移転を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合。

転換価額の調整は、次の転換価額調整式により行う。

- (イ) 転換価額調整式に使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日に当社が有する当社の普通株式数を控除するものとする。
- (ロ) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第10号（イ）ただし書に示される株式の分割を行う場合は、株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とする。平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ハ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(10) 調整後の転換価額の適用時期は、次に定めるところによる。

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を発行または商法第211条にもとづき当社が有する当社の普通株式を処分する場合、調整後の転換価額は、当該当社の普通株式の発行または処分における払込期日の翌日以降、また当該当社の普通株式の発行の場合において募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(イ) 株式の分割により当社の普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により当社の普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 上記(イ)ただし書の場合で、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに本新株予約権の行使をなした者に対しては、次に定める算式により当社の普通株式を発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切捨て、現金による調整は行わない。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券または転換できる証券を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券の払込期日に、また募集のための株主割当日がある場合はその日の終りに、その証券の全部が転換され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その払込期日の翌日以降または割当日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の発行または当社が有する当社の普通株式の移転を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券の払込期日に、また募集のための株主割当日がある場合はその日の終りに、その新株予約権または新株予約権付社債の権利の全部が行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その払込期日の翌日以降または割当日の翌日以降、これを適用する。将来、同様の調整が起こった場合には、本規定により既発行とみなされた潜在普通株式は、その新株予約権または新株予約権付社債の権利が行使された結果発行された普通株式数が上記潜在株式数を上回らない限度で既発行普通株式とみなされる。

(11) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(12) 当社は、本項第9号 に掲げた事由によるほか、次の ないし に該当する場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行うものとする。

株式の併合、資本の減少、会社分割または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

本号 のほか、当社の普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由にもとづく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が他方の事由によって修正されているとみなされているとき。

(13) 本項第8号ないし第12号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対し適用の日の前日までに必要な事項を第20項第1号 に定める方法で通知を行わなければならない。ただし、本項第10号 (イ)ただし書に示される株式の分割を行う場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行うものとする。

- (14) 本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書に行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、行使請求の年月日等を記載して記名捺印したうえ、本新株予約権付社債の新株予約権付社債券を添え、本項第2号に定める期間中に、当社の名義書換代理人事務取扱場所である三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（以下「行使請求受付場所」という）に提出しなければならない。本新株予約権付社債の新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という）に預託されている場合は、行使請求書に行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、行使請求の年月日等を記載して記名捺印したうえ、機構を経由して、本項第2号に定める期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (15) 商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは、その本新株予約権が付与された本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとみなす。
- (16) 本新株予約権付社債については、商法第341条ノ2第4項の定めにより、いかなる場合においても、社債部分と本新株予約権とを分離して譲渡することができない。
- (17) 本新株予約権の行使に要する書類が、行使請求書に記載した請求の年月日経過後、行使請求受付場所に到着したときは、到着したときに本新株予約権の行使請求があったものとみなす。
- (18) 本新株予約権の行使に要する書類を提出した者は、その後これを取り消すことはできない。
- (19) 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における新株の発行価額中資本に組入れない額は、転換価額（ただし、本項第8号ないし第12号に定めるところに従い修正または調整された場合は、修正後または調整後の転換価額）から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、前記転換価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げるものとする。
- (20) 本新株予約権の行使により発行または移転された当社の普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、本新株予約権の行使が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ発行または移転があったものとみなしてこれを支払う。
- (21) 当社は、本新株予約権の行使手続終了後すみやかに株券を交付する。ただし、当社が定款で単元（現在1単元は100株）未満の株式にかかる株券を発行しない旨を定める場合には、当該単元未満株式にかかる株券を交付しないことができる。
- (22) 当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合、法令の制定もしくは改廃等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

11. 社債管理会社の不設置

本社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理会社は設置されていない。

12 . 財務上の特約

(1) 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債（ただし、下記に定める担附切換条項が特約されている無担保転換社債型新株予約権付社債を除く）のために担保権を設定する場合は、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法にもとづき同順位の担保権を設定するものとする。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定にもとづき、新株予約権を行使したときに新株予約権付社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとみなす旨の決議がなされたものをいう。また、上記ただし書における担附切換条項とは、利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定するための特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(2) 前号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保附社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。

13 . 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合には本社債全額について期限の利益を喪失する（以後本新株予約権を行使することはできない）。

当社が第12項の規定に違背したとき。

当社が第16項第1号の規定に違背したとき。

当社が第14項第8号ないし第13号の規定に違背し、社債権者から当社に対する所定の書面による申出後、1か月以内にその履行をしないとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても弁済することができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りでない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く）の取締役会決議をしたとき。

当社が破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、会社整理もしくは特別清算の開始命令を受け、または解散（合併の場合を除く）したとき。

(2) 前号の規定により期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を第20項第1号 に定める方法で公告する。

(3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を第20項第1号 に定める方法で公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、遅延損害金をつける。

14 . 新株予約権付社債券の喪失等

(1) 本新株予約権付社債の新株予約権付社債券を喪失した者が、その種類、記番号および喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告手続により確定した除権決定の謄本を添えて代り新株予約権付社債券の交付を請求したときは、当社はこれに対し代り新株予約権付社債券を交付することができる。

- (2) 本新株予約権付社債の新株予約権付社債券の毀損または汚染したものにつき、代り新株予約権付社債券交付の請求があったときは、当社はその毀損または汚染した新株予約権付社債券と引換えに代り新株予約権付社債券を交付することができる。ただし、毀損の程度が大きいときまたは真偽の鑑別が困難なときは本項第1号に準ずる。

15 . 代り新株予約権付社債券交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当社は手数料としてこれに要した実費（印紙税を含む）を徴収する。

16 . 社債権者への通知の方法

- (1) 本新株予約権付社債に関して社債権者に通知をする場合は、以下のいずれかの方法によるものとする。

証券取引法第166条第4項および同法施行令第30条第1項第2号に規定する方法による公表と同一の方法によりこれを行う方法。

公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、官報にこれを掲載する方法。

- (2) 本新株予約権付社債に関して、すべての社債権者に通知することが可能な場合には、前号の規定にかかわらず、法令に別段の定めがあるものを除き、当社は直接社債権者に通知することができる。

17 . 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨および会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の10分の1以上にあたる社債権者は、本社債を供託したうえ、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

18 . 社債要項の公示

当社は、その本店に本要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

19 . 償還金支払場所 本社債の償還金の支払いは、以下に記載の償還金支払場所でこれを行う。

株式会社ノジマ 財務経理本部

20 . 行使請求受付場所

名義書換代理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

21 . 本新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値と本新株予約権に内在する価値とを考慮し、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債は、転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、平成17年10月14日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を5.07%上回る額とした。

22 . 手取金の使途

手取概算額990百万円については、子会社株式の取得資金に160百万円、残額を借入金返済に充当する予定である。

23 . 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社代表執行役社長に一任する。

24 . 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

当中間連結会計期間

当社は、平成18年10月17日に、平成19年3月1日を期して、下記のとおり株式会社真電（東証2部・コード9911）と合併することで基本的合意に達し、「合併に関する基本合意書」を締結し、平成18年12月19日に「合併契約書」を締結いたしました。

その概要は次のとおりであります。

1. 合併の目的

株式会社真電は、AV、並びにエアコン、冷蔵庫などの季節・白物家電等の家庭用電器製品の販売事業をおこなっており、新潟県内にて店舗展開をしております。

同社は、創業以来、地域の専門店として地元に着し、地域のお客様から支持される店舗を目指し、家庭用電化製品の販売のみならず、家電製品の点検サポート等のサービスを行う「タスキサービス」を積極的に推進し、お客様の満足度の向上に努めております。

一方当社は、デジタルAV家電関連商品の販売やサービスの提供、又、携帯電話端末販売事業に強みをもった専門家を、主に神奈川県を中心としたロードサイド、ショッピングモール、丸井をはじめとした駅前インショップの形態で、神奈川県及びその周辺地域にて店舗展開をしております。

更に、当社グループ内には、携帯電話端末の卸売、開通業務を行うソロン株式会社、同商品の販売を行う株式会社テレマックス、楽天市場やyahoo!にてインターネット通販「いーでじ!!」の運営を行っている株式会社イーネット・ジャパン、主要都市や、ショッピングモール内で音楽CD、DVD販売を行う株式会社WAVEなど、当社を中心として、販売・企画・管理など様々な点で、シナジー効果を得られる業態のみを結集させNojimaグループを形成しております。特に、携帯電話端末の販売関連では、国内携帯電話の全キャリアの一次代理店の権利を有するのが大きな武器となっております。

今期に入りわが国経済は、企業業績の改善を背景に設備投資の増加や個人消費の緩やかな上昇もあり、景気は回復基調で推移しておりますが、原油価格の高騰等の懸念事項もあり先行き不透明な状況であります。

一方家電流通業界につきましても、単価ダウンやパソコン販売の不振、期待の薄型テレビもワールドカップ効果が限定的であったこと、さらには梅雨の長期化によりエアコン販売が低調であった等の状況にあり、更に、同業他社との競争状態も激しさを増しております。

このような状況下、株式会社真電との合併につきましては、両社の出店地域の重複がないため地域補完性が期待できる一方で、商品アイテムにつきましては数多くのものが重複しており、仕入統合等によりローコスト化、高効率化が期待できると考えております。

更に、物流部門や本部間接部門の統合、当社システムへの統合を行うことにより、より強固な財務体質を持ち、スピーディーでかつローコストの経営を行うことが可能となると考えております。

株式会社真電の店舗につきましては、小型店が中心であり、且つ、老朽化も進んでおりますので、改装・スクラップアンドビルド等積極的に行い、お客様の立場に立った店舗作りをしております。又、株式会社真電の店舗の品揃えについても情報関連、通信関連を中心に改善の余地があり、当社のノウハウを注入することにより業績の向上が可能であります。

株式会社真電はここ数年業績不振が続いておりますが、上記記載のように、両社の合併によるシナジー効果が十二分に期待できますので、今般、株式会社真電と合併することで合意に達し、合併契約書を締結することといたしました。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

合併基本合意書承認取締役会	平成18年10月17日
合併契約締結	平成18年12月19日
合併契約承認臨時株主総会 (当社、株式会社真電)	平成19年 1月29日(予定)
合併期日(効力発生日)	平成19年 3月 1日(予定)
合併登記	平成19年 3月 1日(予定)
株券交付日	平成19年 4月16日(予定)

(2) 合併方式

株式会社ノジマを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社真電は解散します。

(3) 合併比率

会社名	株式会社ノジマ	株式会社真電
合併比率	1	0.53

(注) 1. 株式の割当比率

株式会社真電の株式1株に対して、株式会社ノジマの株式0.53株を割当いたします。

2. 合併比率の算定根拠

合併比率の算定につきましては、それぞれ第三者機関として、当社が大和証券S M B C株式会社、株式会社真電が株式会社G M Dコーポレートファイナンスに依頼し、その算定結果を参考として、当事会社間で慎重に協議を重ね上記の通り決定いたしました。

3. 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

大和証券S M B C株式会社は、当社、株式会社真電の両社に対しては市場株価法、DCF(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー)法による分析を実施し、その結果を総合的に勘案して合併比率を算定しました。

また、当社は、株式会社G M Dコーポレートファイナンスが、当社、株式会社真電の両社に対しては市場株価方式、DCF(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー)方式および修正純資産方式による分析を実施し、その結果を総合的に勘案して合併比率を算定した旨、株式会社真電に確認しております。

4. 合併により発行する新株式数等

当社は、合併に際し新たに発行する普通株式を株式会社真電の株主に割り当てる予定であります。現段階では、株式会社真電の自己株式数が確定していないため、上記新株式数について未定であります。

確定次第お知らせいたします。

(4) 株式会社真電の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社真電には、新株予約権及び新株予約権付社債は存在しません。

(5) 会計処理の概要

企業会計上は取得に該当しますが、現段階では営業権計上金額及び償却年数は未定であります。

確定次第お知らせいたします。

3. 合併当事会社の概要（平成18年3月31日現在）

(1) 商号	株式会社ノジマ（合併会社）	株式会社真電（被合併会社）
(2) 主な事業内容	パソコン・AV関連用品・家庭用電気製品・通信関連機器の販売	パソコン・AV関連用品・家庭用電気製品・通信関連機器の販売
(3) 設立年月日	昭和37年4月28日	昭和50年8月21日
(4) 本店所在地	神奈川県相模原市横山1丁目1番1号	新潟県新潟市万代二丁目3番16号
(5) 代表者	執行役会長 野島 廣司	取締役社長 真柄 準一
(6) 資本金の額 （平成18年9月30日現在）	2,430百万円	1,300百万円
(7) 発行株式総数 （平成18年9月30日現在）	15,846,496株	11,417,650株
(8) 純資産	10,020百万円	11,511百万円
(9) 総資産	34,746百万円	12,847百万円
(10) 事業年度の末日	3月31日	3月31日
(11) 従業員数	515人	229人
(12) 主要取引先	一般顧客、大手家電メーカー	一般顧客、大手家電メーカー
(13) 大株主及び持株比率	野島 廣司 12.5% 野島 隆久 12.2% 野島 絹代 12.0%	ラオックス 17.6% 真柄 準一 17.0% (財)真柄福祉財団 14.0%
(14) 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行 横浜銀行 みずほ銀行	第四銀行
(15) 当事会社の関係	資本関係	該当ありません
	人的関係	該当ありません
	取引関係	該当ありません

4．最近3決算期間の業績（単位：百万円）

決算期	株式会社ノジマ（合併会社）			株式会社真電（被合併会社）		
	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
売上高	81,167	85,179	95,342	9,833	10,188	9,319
営業利益	163	1,703	1,716	248	188	609
経常利益	745	2,293	2,338	65	68	199
当期純利益	249	857	1,298	53	51	500
1株当たり当期純利益(円)	36.44	60.95	89.71	4.80	4.64	45.43
1株当たり配当金(円)	15.0	10.0	11.0	6.0	6.0	5.0
1株当たり純資産(円)	914.66	503.29	636.18	1,088.83	1,086.59	1,045.42

（注）ノジマは、平成16年8月20日付で1株を2株に株式分割を実施しております。

5．合併後の状況

- （1） 商号 株式会社 ノジマ
- （2） 主な事業内容 デジタルAV家電関連商品の販売、携帯電話の販売、その他これに付随するサービスの受付
- （3） 本店所在地 神奈川県 相模原市
- （4） 代表者 野島 廣司
- （5） 資本金の額 合併により発行する新株式数が未定であり、今後確定次第お知らせいたします。
- （6） 総資産 合併により発行する新株式数が未定であり、今後確定次第お知らせいたします。
- （7） 事業年度の末日 3月31日
- （8） 業績に与える影響 現在策定中であり、明らかになり次第速やかにお知らせいたします。

前連結会計年度

該当事項はありません。

(2)【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

当社グループの連結子会社である(株)イーネット・ジャパンは、(株)イーネット・ジャパンの元代表取締役社長熊本 邦彦、並びに元取締役兼情報システム部長戎 弘一に対し、平成17年 7月22日付で、下記のとおり東京地方裁判所八王子支部に「損害賠償請求」に関する訴訟の提起をいたしました。

訴訟内容は、

- (1) 商品代金請求遅延債権のうち平成16年 6月30日現在で回収が不可能とみなされるもの
- (2) 請求が遅延した売掛金の調査及び回収に要する費用
- (3) 戎元取締役兼システム部長が定められた社内手続きを経ず、独断で発注し、開発途上にあったソフトウェアの対価

以上の合計額 2 6 7 百万円を取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反に起因するものとして熊本 邦彦、戎 弘一両名に連帯して支払いを求めるものであります。

訴訟の状況は、第一回弁論が平成17年 9月 9日に行われた後、本件は当事者全員了解のもと、東京地方裁判所に回付され、平成18年11月20日に第十回弁論が行われ、現在係争中であります。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年 9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年 9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金	2	2,656,517		3,164,440		4,893,162	
2. 受取手形		48,241		-		410	
3. 売掛金		2,893,251		2,769,828		4,032,664	
4. たな卸資産		9,212,660		8,916,206		9,838,752	
5. 前渡金		16,633		-		-	
6. その他		1,587,157		1,968,353		1,676,702	
7. 貸倒引当金		881		3,025		893	
流動資産合計		16,413,580	53.7	16,815,803	51.4	20,440,797	58.8
固定資産							
(1) 有形固定資産	1						
1. 建物	2	3,466,204		3,450,635		3,443,934	
2. 土地	2	1,644,761		1,644,761		1,644,761	
3. その他		1,064,674		2,020,040		1,025,445	
有形固定資産合計		6,175,640	20.2	7,115,438	21.8	6,114,140	17.6
(2) 無形固定資産		170,379	0.6	232,389	0.7	181,901	0.5
(3) 投資その他の資産							
1. 差入敷金及び保証金	2	4,728,283		5,329,758		4,992,635	
2. その他	2	3,102,102		3,218,300		3,042,464	
3. 貸倒引当金		25,587		25,587		25,587	
投資その他の資産 合計		7,804,798	25.5	8,522,470	26.1	8,009,512	23.1
固定資産合計		14,150,819	46.3	15,870,298	48.6	14,305,554	41.2
資産合計		30,564,400	100.0	32,686,101	100.0	34,746,352	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年 9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年 9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年 3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
流動負債								
1. 支払手形		44,241		-		31,116		
2. 買掛金		7,243,691		8,002,987		8,542,845		
3. 短期借入金		200,000		200,000		200,000		
4. 1年以内返済予定 長期借入金	2	2,595,359		2,898,559		2,983,759		
5. 1年以内償還予定 社債		1,100,000		-		1,050,000		
6. 未払金		1,959,064		2,546,714		2,077,646		
7. 未払法人税等		335,492		151,153		673,215		
8. 賞与引当金		47,376		-		-		
9. その他	4	632,689		742,533		825,826		
流動負債合計			14,157,916	46.3	14,541,948	44.5	16,384,409	47.2
固定負債								
1. 社債		500,000		500,000		500,000		
2. 長期借入金	2	6,483,120		5,484,060		5,907,840		
3. 販売商品保証引当 金		727,063		695,808		673,622		
4. 役員退職引当金		113,048		124,064		117,987		
5. 退職給付引当金		663,996		696,035		674,157		
6. 預り保証金		458,570		581,520		449,879		
7. 長期前受収益		24,795		11,270		18,032		
固定負債合計			8,970,594	29.4	8,092,759	24.8	8,341,519	24.0
負債合計			23,128,510	75.7	22,634,707	69.3	24,725,929	71.2
(資本の部)								
資本金			1,529,572	5.0	-	-	2,430,096	7.0
資本剰余金								
1. 資本準備金		1,945,518		-		2,845,078		
資本剰余金合計			1,945,518	6.4	-	-	2,845,078	8.1
利益剰余金								
1. 利益準備金		80,227		-		80,227		
2. 任意積立金		97,200		-		97,200		
3. 中間(当期)未処 分利益		3,820,779		-		4,584,415		
利益剰余金合計			3,998,206	13.1	-	-	4,761,841	13.7
その他有価証券評価 差額金			51,395	0.1	-	-	60,064	0.2
自己株式			88,802	0.3	-	-	76,658	0.2
資本合計			7,435,889	24.3	-	-	10,020,422	28.8
負債資本合計			30,564,400	100.0	-	-	34,746,352	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年 9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年 9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年 3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金		-	-	2,430,096	7.4	-	-
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		-	-	2,845,078		-	-
資本剰余金合計		-	-	2,845,078	8.7	-	-
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		-	-	80,227		-	-
(2) その他利益剰余金		-	-	-		-	-
別途積立金		-	-	97,200		-	-
繰越利益剰余金		-	-	4,607,926		-	-
利益剰余金合計		-	-	4,785,354	14.6	-	-
4 自己株式		-	-	70,399	0.2	-	-
株主資本合計		-	-	9,990,129	30.5	-	-
評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価差額金		-	-	61,263	0.2	-	-
評価・換算差額等合計		-	-	61,263	0.2	-	-
純資産合計		-	-	10,051,393	30.7	-	-
負債純資産合計		-	-	32,686,101	100.0	-	-

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		45,808,849	100.0	45,473,334	100.0	95,342,714	100.0
売上原価		38,555,700	84.2	38,045,681	83.7	79,975,585	83.9
売上総利益		7,253,149	15.8	7,427,653	16.3	15,367,129	16.1
販売費及び一般管理 費	5	6,691,410	14.6	7,461,493	16.3	13,650,952	14.3
営業利益又は営業 損失()		561,738	1.2	33,840	0.0	1,716,176	1.8
営業外収益	1	440,399	0.9	472,083	1.0	892,190	1.0
営業外費用	2	105,743	0.2	135,478	0.3	269,918	0.3
経常利益		896,394	1.9	302,764	0.7	2,338,449	2.5
特別利益	3	90,698	0.2	-	-	116,688	0.1
特別損失	4	208,234	0.4	98,526	0.2	242,106	0.3
税引前中間(当 期)純利益		778,858	1.7	204,237	0.5	2,213,031	2.3
法人税、住民税及 び事業税		272,807		75,474		854,379	
法人税等調整額		48,128	0.7	6,738	0.2	59,738	0.9
中間(当期)純利 益		457,922	1.0	122,024	0.3	1,298,914	1.4
前期繰越利益		3,364,047		-		3,364,047	
自己株式処分差損		1,189		-		8,547	
中間配当額		-		-		69,998	
中間(当期)未処 分利益		3,820,779		-		4,584,415	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成18年 4月 1日 至平成18年 9月30日）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余 金合計			
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金					
					別途積立 金	繰越利益 剰余金				
平成18年 3月 31日 残高 （千円）	2,430,096	2,845,078	2,845,078	80,227	97,200	4,584,415	4,761,841	76,658	9,960,358	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当（注）						94,505	94,505		94,505	
中間純利益						122,024	122,024		122,024	
自己株式の処分						4,006	4,006	6,259	2,253	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純 額）										
中間会計期間中の変動額合計 （千円）	-	-	-	-	-	23,512	23,512	6,259	29,772	
平成18年 9月30日 残高 （千円）	2,430,096	2,845,078	2,845,078	80,227	97,200	4,607,926	4,785,354	70,399	9,990,129	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成18年 3月31日 残高 （千円）	60,064	60,064	10,020,422
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当（注）			94,505
中間純利益			122,024
自己株式の処分			2,253
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額（純額）	1,199	1,199	1,199
中間会計期間中の変動額合計 （千円）	1,199	1,199	30,971
平成18年 9月30日 残高 （千円）	61,263	61,263	10,051,393

（注）平成18年3月期決算の利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 イ. 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は部分資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ロ. 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 移動平均法による低価法 ただし、リサイクル商品(中古品)については売価還元法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 イ. 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ロ. 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 イ. 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は部分資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ロ. 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 27~34年 構築物 10~15年 器具備品 3~15年</p> <p>(2) 無形固定資産(ソフトウェア) 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(ソフトウェア) 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(ソフトウェア) 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 販売商品保証引当金 販売商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。</p> <p>(4) 役員退職引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 -</p> <p>(3) 販売商品保証引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 -</p> <p>(3) 販売商品保証引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。 数理計算上の差異（17,284千円）については、発生年度に費用処理しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみであり、特例処理を採用しております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ方法...借入金 ヘッジ方針 金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジ会計を行っております。	同左	同左
6. その他の中間財務諸表等 (財務諸表等)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税引前中間純利益は26,339千円減少しております。 なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。</p>		<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税引前当期純利益は26,339千円減少しております。 なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の減価償却累計額に含めております。</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は、10,051,393千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	

(注) 前事業年度の要約貸借対照表において減損損失累計額は、各資産の金額から直接控除しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成17年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年 9月30日)	前事業年度末 (平成18年 3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	2,716,717千円 なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	3,300,088千円 なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	3,049,290千円 なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
2 担保提供資産	担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 (1) 担保に供している資産 定期預金 520,061千円 建物 615,934 土地 110,127 差入敷金及び保証金 2,221,257 投資その他の資産その他 113,893 計 3,581,274 (2) 上記に対応する債務 1年以内返済予 57,387千円 定長期借入金 長期借入金 3,523,886 計 3,581,274	担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 (1) 担保に供している資産 定期預金 520,065千円 建物 592,930 土地 110,127 差入敷金及び保証金 2,034,552 投資その他の資産その他 105,640 計 3,363,315 (2) 上記に対応する債務 1年以内返済予 495,512千円 定長期借入金 長期借入金 3,500,745 計 3,996,257	担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 (1) 担保に供している資産 定期預金 520,063千円 建物 602,109 土地 110,127 差入敷金及び保証金 2,126,081 投資その他の資産その他 109,767 計 3,468,148 (2) 上記に対応する債務 1年以内返済予 57,322千円 定長期借入金 長期借入金 4,034,589 計 4,091,912
3 偶発債務	関係会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり債務保証を行っております。 (株)テレマックス 60,000千円 関係会社の取引先からの仕入債務に対して次のとおり債務保証を行っております。 (株)イーネット・ジャパン 15,945 千円	関係会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり債務保証を行っております。 (株)テレマックス 40,000千円 関係会社の取引先からの仕入債務に対して次のとおり債務保証を行っております。 (株)イーネット・ジャパン 17,410 千円	関係会社の金融機関からの借入金に対する保証は次のとおりであります。 (株)テレマックス 50,000千円 関係会社の取引先からの仕入債務に対して次のとおり債務保証を行っております。 (株)イーネット・ジャパン 47,968 千円
4 消費税等の表示方法	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「その他」に含めて表示しております。	同左	同左
5 コミットメントライン	当社は資金調達の機動性を高めるため、取引銀行4行との間に融資枠(コミットメントライン)を設定しております。 なお、当中間会計期間末における当融資枠に基づく借入の実行状況は次のとおりであります。 借入枠 2,500,000千円 借入実行残高 - 差引借入未実行残高 2,500,000	当社は資金調達の機動性を高めるため、取引銀行3行との間に融資枠(コミットメントライン)を設定しております。 なお、当中間会計期間末における当融資枠に基づく借入の実行状況は次のとおりであります。 借入枠 2,500,000千円 借入実行残高 - 差引借入未実行残高 2,500,000	当社は資金調達の機動性を高めるため、取引銀行4行との間に融資枠(コミットメントライン)を設定しております。 なお、当期末における当融資枠に基づく借入の実行状況は次のとおりであります。 借入枠 2,500,000千円 借入実行残高 - 差引借入未実行残高 2,500,000

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																									
1 営業外収益のうち 重要なもの	受取利息	13,679千円	受取利息	17,962千円	受取利息	31,531千円																								
	仕入割引	390,991	仕入割引	324,557	仕入割引	791,213																								
2 営業外費用のうち 重要なもの	支払利息	90,355千円	支払利息	85,824千円	支払利息	180,250千円																								
			売上債権売却損	28,315	売上債権売却損	53,960																								
3 特別利益のうち重 要なもの	投資有価証券売却益	43,708千円	-	-	投資有価証券売却益	70,163千円																								
	投資有価証券評価損	46,921			投資有価証券評価損	46,524																								
	戻入益				戻入益																									
4 特別損失のうち重 要なもの	固定資産除却損	152,674千円	固定資産除却損	33,493千円	固定資産除却損	186,145千円																								
	保証金等解約損	7,220	投資有価証券評価損	4,211	固定資産売却損	400																								
	減損損失	26,339	減損損失	32,481	減損損失	26,339																								
	減損損失		減損損失		事務所移転費用	22,000																								
	当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。		当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。		当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗 (神奈川 県)</td> <td>店舗設 備</td> <td>建物及 び構築 物</td> <td>器具備 品</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	その他	店舗 (神奈川 県)	店舗設 備	建物及 び構築 物	器具備 品		<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗 (長野 県)</td> <td>店舗設 備</td> <td>建物及 び構築 物</td> <td>器具備 品</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	その他	店舗 (長野 県)	店舗設 備	建物及 び構築 物	器具備 品		<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗 (神奈川 県)</td> <td>店舗設 備</td> <td>建物及 び構築 物</td> <td>器具備 品</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	その他	店舗 (神奈川 県)	店舗設 備	建物及 び構築 物	器具備 品	
場所	用途	種類	その他																											
店舗 (神奈川 県)	店舗設 備	建物及 び構築 物	器具備 品																											
場所	用途	種類	その他																											
店舗 (長野 県)	店舗設 備	建物及 び構築 物	器具備 品																											
場所	用途	種類	その他																											
店舗 (神奈川 県)	店舗設 備	建物及 び構築 物	器具備 品																											
	当社は、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。 営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(26,339千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物13,021千円、構築物1,013千円及びその他12,304千円であります。 当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主に固定資産税評価額及び減価償却計算に用いられている税法規定等に基づく残存価額(取得原価の5%)を基に評価しています。		当社は、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。 営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(32,481千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物6,517千円及びその他25,964千円であります。 当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主に固定資産税評価額及び減価償却計算に用いられている税法規定等に基づく残存価額(取得原価の5%)を基に評価しています。		当社は、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。 営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(26,339千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物13,021千円、構築物1,013千円及びその他12,304千円であります。 当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主に固定資産税評価額及び減価償却計算に用いられている税法規定等に基づく残存価額(取得原価の5%)を基に評価しています。																									
5 減価償却実施額	有形固定資産	306,157千円	有形固定資産	316,214千円	有形固定資産	650,716千円																								
	無形固定資産	40,893	無形固定資産	33,003	無形固定資産	91,428																								

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末株 式数(千株)
普通株式	95	-	8	87
合計	95	-	8	87

(注) 株式数の減少8千株は、ストックオプションの行使による減少であります。

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成17年3月31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産その他</td> <td>375,911</td> <td>235,226</td> <td>140,684</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産その他	375,911	235,226	140,684	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産その他</td> <td>353,861</td> <td>285,191</td> <td>68,669</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産その他	353,861	285,191	68,669	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産その他</td> <td>357,911</td> <td>253,517</td> <td>104,393</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	有形固定資産その他	357,911	253,517	104,393
		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																							
	有形固定資産その他	375,911	235,226	140,684																							
		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																							
有形固定資産その他	353,861	285,191	68,669																								
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																								
有形固定資産その他	357,911	253,517	104,393																								
2. 未経過リース料中間期末残高相当額	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>75,328千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>74,371千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>149,699</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	75,328千円	1年超	74,371千円	合計	149,699	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>67,490千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6,880千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>74,371</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	67,490千円	1年超	6,880千円	合計	74,371	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>75,909千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>36,201千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>112,110</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	75,909千円	1年超	36,201千円	合計	112,110						
1年内	75,328千円																										
1年超	74,371千円																										
合計	149,699																										
1年内	67,490千円																										
1年超	6,880千円																										
合計	74,371																										
1年内	75,909千円																										
1年超	36,201千円																										
合計	112,110																										
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>42,185千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>37,891</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>3,583</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	42,185千円	減価償却費相当額	37,891	支払利息相当額	3,583	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>39,715千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>35,723</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1,976</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	39,715千円	減価償却費相当額	35,723	支払利息相当額	1,976	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>82,549千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>74,182</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>6,355</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	82,549千円	減価償却費相当額	74,182	支払利息相当額	6,355						
支払リース料	42,185千円																										
減価償却費相当額	37,891																										
支払利息相当額	3,583																										
支払リース料	39,715千円																										
減価償却費相当額	35,723																										
支払利息相当額	1,976																										
支払リース料	82,549千円																										
減価償却費相当額	74,182																										
支払利息相当額	6,355																										
4. 減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左	同左																								
5. 利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左	同左																								

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)

関係会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
関連会社株式	470,806	1,529,580	1,058,773
合計	470,806	1,529,580	1,058,773

当中間会計期間末 (平成18年9月30日)

関係会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
関連会社株式	494,455	1,948,800	1,454,344
合計	494,455	1,948,800	1,454,344

前事業年度末 (平成18年3月31日)

関係会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
関連会社株式	494,455	2,560,780	2,066,324
合計	494,455	2,560,780	2,066,324

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額 531円15銭	1株当たり純資産額 637円 82銭	1株当たり純資産額 636 円 18 銭
1株当たり中間純利益 32円71銭	1株当たり中間純利益 7円 74銭	1株当たり当期純利益 89 円 71 銭
潜在株式調整後1株当たり中間 純利益 -	潜在株式調整後1株当たり中間 純利益 -	潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 -

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
中間(当期)純利益(千円)	457,922	122,024	1,298,914
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期) 純利益(千円)	457,922	122,024	1,298,914
期中平均株式数(千株)	14,001	15,755	14,478
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含 めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19の規 定に基づく新株引受権(ス トックオプション)1種 類。これらの詳細は、「第 4提出会社の状況、1株式 等の状況(2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	同左	同左

(重要な後発事象)

前中間会計期間

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)発行について

平成17年10月14日に当社取締役会決議に基づく委任により、当社代表執行役が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を「本新株予約権」という)の発行を決定し、平成17年10月31日に本新株予約権付社債を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

- 1 . 社債総額 金10億円
- 2 . 各本社債の金額 金2,500万円の1種
- 3 . 本新株予約権の総数 40個(各本社債に付された本新株予約権の数は1個とする)
- 4 . 新株予約権付社債券の形式 無記名式に限る。
- 5 . 利率 本社債には利息を付さない。
- 6 . 発行価額 額面100円につき金100円ただし、本社債に付された本新株予約権は無償にて発行する。
- 7 . 償還金額 額面100円につき金100円ただし、繰上償還の場合は、第12項第4号、第6号および第7号に定める金額による。
- 8 . 物上担保および保証
本社債には物上担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
- 9 . 償還の方法および期限
 - (1) 本社債の元金は、平成19年10月31日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては本項第4号、第6号および第7号に定めるところによる。
 - (2) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合においては、当社は本社債に付された本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。
 - (3) 本社債を償還すべき日(本項第4号、第6号および第7号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げる。
 - (4) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該株式交換または株式移転の効力発生日前に、残存する本社債の全部を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。
 - (5) 当社が本項第4号の規定により本社債を償還しようとするときは、当社は当該償還期日の少なくとも1か月以上2か月前に繰上償還をしようとする旨その他必要事項について第20項第1号 に定める方法で社債権者に対して通知を行うものとする。
 - (6) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第1金曜日(ただし、第1金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする)までに、第20項第1号 に定める方法で事前通知を行ったうえで、当該月の第3金曜日(ただし、第3金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

- (7) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、毎月第2金曜日（ただし、第2金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする）までに、事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債の新株予約権付社債券を第24項記載の償還金支払場所に提出することにより、当該月の第4金曜日（ただし、第4金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする）にその保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

10. 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。

- (2) 本新株予約権の行使請求期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成17年11月1日から平成19年10月30日（第12項第4号、第6号および第7号に定めるところにより、平成19年10月30日以前に本社債が償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日）までの間いつでも、本新株予約権を行使し、本項第5号ないし第12号に定める割合をもって当社の普通株式の発行またはこれに代えて当社が有する当社の普通株式の移転を請求することができる。

- (3) その他の本新株予約権の行使の条件

当社が第12項第4号もしくは第6号により本社債を繰上償還する場合には、償還期日以降本新株予約権を行使することはできない。また、当社が第17項により本社債につき期限の利益を喪失した場合には当該期限の利益喪失日以後、本新株予約権を行使することはできない。当社が第12項第7号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債の新株予約権付社債券が第24項記載の償還金支払場所に提出されたとき以後本新株予約権を行使することができない。また、本新株予約権の1個の一部を行使することはできない。

- (4) 本新株予約権の消却事由

消却事由は定めない。

- (5) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

- (6) 本新株予約権の行使により発行または移転する当社の普通株式1株に払込むべき金額（以下「転換価額」という）は、当初金1,140円とする。ただし、転換価額は、本項第8号ないし第12号によって修正または調整されることがある。

- (7) 本新株予約権の行使により発行または移転すべき当社の普通株式の株式数は、次式のとおりとする。ただし、転換価額が、本項第8号ないし第12号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切捨て、現金による調整は行わない。

- (8) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む）の3連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第9号または第12号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適正と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が570円（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第9号または第12号による調整を受ける）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が1,710円（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第9号または第12号による調整を受ける）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、次に掲げる事由により、当社の普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、転換価額を本号 に定める算式（以下「転換価額調整式」という）により調整しなければならない。

- (イ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を発行または商法第211条にもとづき当社が有する当社の普通株式を処分する場合。
- (ロ) 株式の分割により当社の普通株式を発行する場合。
- (ハ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券または転換できる証券を発行する場合。
- (ニ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の発行または当社が有する当社の普通株式の移転を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合。

転換価額の調整は、次の転換価額調整式により行う。

- (イ) 転換価額調整式に使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日に当社が有する当社の普通株式数を控除するものとする。
- (ロ) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第10号（イ）ただし書に示される株式の分割を行う場合は、株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とする。平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ハ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(10) 調整後の転換価額の適用時期は、次に定めるところによる。

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を発行または商法第211条にもとづき当社が有する当社の普通株式を処分する場合、調整後の転換価額は、当該当社の普通株式の発行または処分における払込期日の翌日以降、また当該当社の普通株式の発行の場合において募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (イ) 株式の分割により当社の普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により当社の普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- (ロ) 上記(イ)ただし書の場合で、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに本新株予約権の行使をなした者に対しては、次に定める算式により当社の普通株式を発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切捨て、現金による調整は行わない。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券または転換できる証券を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券の払込期日に、また募集のための株主割当日がある場合はその日の終りに、その証券の全部が転換され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その払込期日の翌日以降または割当日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の発行または当社が有する当社の普通株式の移転を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券の払込期日に、また募集のための株主割当日がある場合はその日の終りに、その新株予約権または新株予約権付社債の権利の全部が行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その払込期日の翌日以降または割当日の翌日以降、これを適用する。将来、同様の調整が起こった場合には、本規定により既発行とみなされた潜在普通株式は、その新株予約権または新株予約権付社債の権利が行使された結果発行された普通株式数が上記潜在株式数を上回らない限度で既発行普通株式とみなされる。

- (11) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (12) 当社は、本項第9号 に掲げた事由によるほか、次の ないし に該当する場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行うものとする。
 - 株式の併合、資本の減少、会社分割または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - 本号 のほか、当社の普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
 - 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由にもとづく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が他方の事由によって修正されているとみなされているとき。
- (13) 本項第8号ないし第12号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対し適用の日の前日までに必要な事項を第20項第1号 に定める方法で通知を行わなければならない。ただし、本項第10号 (イ)ただし書に示される株式の分割を行う場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行うものとする。
- (14) 本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書に行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、行使請求の年月日等を記載して記名捺印したうえ、本新株予約権付社債の新株予約権付社債券を添え、本項第2号に定める期間中に、当社の名義書換代理人事務取扱場所である三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（以下「行使請求受付場所」という）に提出しなければならない。本新株予約権付社債の新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という）に預託されている場合は、行使請求書に行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、行使請求の年月日等を記載して記名捺印したうえ、機構を経由して、本項第2号に定める期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (15) 商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは、その本新株予約権が付与された本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとみなす。
- (16) 本新株予約権付社債については、商法第341条ノ2第4項の定めにより、いかなる場合においても、社債部分と本新株予約権とを分離して譲渡することができない。

- (17) 本新株予約権の行使に要する書類が、行使請求書に記載した請求の年月日経過後、行使請求受付場所に到着したときは、到着したときに本新株予約権の行使請求があったものとみなす。
- (18) 本新株予約権の行使に要する書類を提出した者は、その後これを取り消すことはできない。
- (19) 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における新株の発行価額中資本に組入れない額は、転換価額（ただし、本項第8号ないし第12号に定めるところに従い修正または調整された場合は、修正後または調整後の転換価額）から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、前記転換価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げるものとする。
- (20) 本新株予約権の行使により発行または移転された当社の普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、本新株予約権の行使が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ発行または移転があったものとみなしてこれを支払う。
- (21) 当社は、本新株予約権の行使手続終了後すみやかに株券を交付する。ただし、当社が定款で単元（現在1単元は100株）未満の株式にかかる株券を発行しない旨を定める場合には、当該単元未満株式にかかる株券を交付しないことができる。
- (22) 当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合、法令の制定もしくは改廃等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

11. 社債管理会社の不設置

本社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理会社は設置されていない。

12. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債（ただし、下記に定める担附切換条項が特約されている無担保転換社債型新株予約権付社債を除く）のために担保権を設定する場合は、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法にもとづき同順位の担保権を設定するものとする。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定にもとづき、新株予約権を行使したときに新株予約権付社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとみなす旨の決議がなされたものをいう。また、上記ただし書における担附切換条項とは、利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定するための特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(2) 前号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保附社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。

13. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合には本社債全額について期限の利益を喪失する（以後本新株予約権を行使することはできない）。

当社が第12項の規定に違背したとき。

当社が第16項第1号の規定に違背したとき。

当社が第14項第8号ないし第13号の規定に違背し、社債権者から当社に対する所定の書面による申出後、1か月以内にその履行をしないとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても弁済することができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りでない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く）の取締役会決議をしたとき。

当社が破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、会社整理もしくは特別清算の開始命令を受け、または解散（合併の場合を除く）したとき。

- (2) 前号の規定により期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を第20項第1号 に定める方法で公告する。
- (3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を第20項第1号 に定める方法で公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、遅延損害金をつける。

14 . 新株予約権付社債券の喪失等

- (1) 本新株予約権付社債の新株予約権付社債券を喪失した者が、その種類、記番号および喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告手続により確定した除権決定の謄本を添えて代り新株予約権付社債券の交付を請求したときは、当社はこれに対し代り新株予約権付社債券を交付することができる。
- (2) 本新株予約権付社債の新株予約権付社債券の毀損または汚染したのにつき、代り新株予約権付社債券交付の請求があったときは、当社はその毀損または汚染した新株予約権付社債券と引換えに代り新株予約権付社債券を交付することができる。ただし、毀損の程度が大きいときまたは真偽の鑑別が困難なときは本項第1号に準ずる。

15 . 代り新株予約権付社債券交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当社は手数料としてこれに要した実費（印紙税を含む）を徴収する。

16 . 社債権者への通知の方法

- (1) 本新株予約権付社債に関して社債権者に通知をする場合は、以下のいずれかの方法によるものとする。

証券取引法第166条第4項および同法施行令第30条第1項第2号に規定する方法による公表と同一の方法によりこれを行う方法。

公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、官報にこれを掲載する方法。

- (2) 本新株予約権付社債に関して、すべての社債権者に通知することが可能な場合には、前号の規定にかかわらず、法令に別段の定めがあるものを除き、当社は直接社債権者に通知することができる。

17 . 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨および会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の10分の1以上にあたる社債権者は、本社債を供託したうえ、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

18 . 社債要項の公示

当社は、その本店に本要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

19 . 償還金支払場所 本社債の償還金の支払いは、以下に記載の償還金支払場所で行う。

株式会社ノジマ 財務経理本部

20 . 行使請求受付場所

名義書換代理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

21 . 本新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値と本新株予約権に内在する価値とを考慮し、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債は、転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、平成17年10月14日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を5.07%上回る額とした。

22 . 手取金の使途

手取概算額990百万円については、子会社株式の取得資金に160百万円、残額を借入金返済に充当する予定である。

23 . 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社代表執行役社長に一任する。

24 . 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

当中間会計期間

当社は、平成18年10月17日に、平成19年3月1日を期して、下記のとおり株式会社真電（東証2部・コード9911）と合併することで基本的合意に達し、「合併に関する基本合意書」を締結し、平成18年12月19日に「合併契約書」を締結いたしました。

その概要は次のとおりであります。

1 . 合併の目的

株式会社真電は、AV、並びにエアコン、冷蔵庫などの季節・白物家電等の家庭用電器製品の販売事業をおこなっており、新潟県内にて店舗展開をしております。

同社は、創業以来、地域の専門店として地元に着目し、地域のお客様から支持される店舗を目指し、家庭用電化製品の販売のみならず、家電製品の点検サポート等のサービスを行う「タスキーサービス」を積極的に推進し、お客様の満足度の向上に努めております。

一方当社は、デジタルAV家電関連商品の販売やサービスの提供、又、携帯電話端末販売事業に強みをもった専門家を、主に神奈川県を中心としたロードサイド、ショッピングモール、丸井をはじめとした駅前インショップの形態で、神奈川県及びその周辺地域にて店舗展開をしております。

更に、当社グループ内には、携帯電話端末の卸売、開通業務を行うソロン株式会社、同商品の販売を行う株式会社テレマックス、楽天市場やyahoo!にてインターネット通販「いでじ!!」の運営を行っている株式会社イーネット・ジャパン、主要都市や、ショッピングモール内で音楽CD、DVD販売を行う株式会社WAVEなど、当社を中心として、販売・企画・管理など様々な点で、シナジー効果を得られる業態のみを結集させNojimaグループを形成しております。特に、携帯電話端末の販売関連では、国内携帯電話の全キャリアの一次代理店の権利を有するのが大きな武器となっております。

今期に入りわが国経済は、企業業績の改善を背景に設備投資の増加や個人消費の緩やかな上昇もあり、景気は回復基調で推移しておりますが、原油価格の高騰等の懸念事項もあり先行き不透明な状況であります。

一方家電流通業界につきましても、単価ダウンやパソコン販売の不振、期待の薄型テレビもワールドカップ効果が限定的であったこと、さらには梅雨の長期化によりエアコン販売が低調であった等の状況にあり、更に、同業他社との競争状態も激しさを増しております。

このような状況下、株式会社真電との合併につきましては、両社の出店地域の重複がないため地域補完性が期待できる一方で、商品アイテムにつきましては数多くのものが重複しており、仕入統合等によりローコスト化、高効率化が期待できると考えております。

更に、物流部門や本部間接部門の統合、当社システムへの統合を行うことにより、より強固な財務体質を持ち、スピーディーでかつローコストの経営を行うことが可能となると考えております。

株式会社真電の店舗につきましては、小型店が中心であり、且つ、老朽化も進んでおりますので、改装・スクラップアンドビルド等積極的に行い、お客様の立場に立った店舗作りをしてまいります。又、株式会社真電の店舗の品揃えについても情報関連、通信関連を中心に改善の余地があり、当社のノウハウを注入することにより業績の向上が可能であります。

株式会社真電はここ数年業績不振が続いておりますが、上記記載のように、両社の合併によるシナジー効果が十二分に期待できますので、今般、株式会社真電と合併することで合意に達し、合併契約書を締結することといたしました。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

合併基本合意書承認取締役会	平成18年10月17日
合併契約締結	平成18年12月19日
合併契約承認臨時株主総会 (当社、株式会社真電)	平成19年 1月29日(予定)
合併期日(効力発生日)	平成19年 3月 1日(予定)
合併登記	平成19年 3月 1日(予定)
株券交付日	平成19年 4月16日(予定)

(2) 合併方式

株式会社ノジマを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社真電は解散します。

(3) 合併比率

会社名	株式会社ノジマ	株式会社真電
合併比率	1	0.53

(注) 1. 株式の割当比率

株式会社真電の株式1株に対して、株式会社ノジマの株式0.53株を割当いたします。

2. 合併比率の算定根拠

合併比率の算定につきましては、それぞれ第三者機関として、当社が大和証券S M B C株式会社、株式会社真電が株式会社G M Dコーポレートファイナンスに依頼し、その算定結果を参考として、当事会社間で慎重に協議を重ね上記の通り決定いたしました。

3. 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

大和証券S M B C株式会社は、当社、株式会社真電の両社に対しては市場株価法、DCF(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー)法による分析を実施し、その結果を総合的に勘案して合併比率を算定しました。

また、当社は、株式会社G M Dコーポレートファイナンスが、当社、株式会社真電の両社に対しては市場株価方式、DCF(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー)方式および修正純資産方式による分析を実施し、その結果を総合的に勘案して合併比率を算定した旨、株式会社真電に確認しております。

4. 合併により発行する新株式数等

当社は、合併に際し新たに発行する普通株式を株式会社真電の株主に割り当てる予定であります。現段階では、株式会社真電の自己株式数が確定していないため、上記新株式数について未定であります。

(4) 株式会社真電の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社真電には、新株予約権及び新株予約権付社債は存在しません。

(5) 会計処理の概要

企業会計上は取得に該当しますが、現段階では営業権計上金額及び償却年数は未定であります。確定次第お知らせいたします

3. 合併当事会社の概要（平成18年3月31日現在）

(1) 商号	株式会社ノジマ（合併会社）	株式会社真電（被合併会社）
(2) 主な事業内容	パソコン・AV関連用品・家庭用電気製品・通信関連機器の販売	パソコン・AV関連用品・家庭用電気製品・通信関連機器の販売
(3) 設立年月日	昭和37年4月28日	昭和50年8月21日
(4) 本店所在地	神奈川県相模原市横山1丁目1番1号	新潟県新潟市万代二丁目3番16号
(5) 代表者	執行役会長 野島 廣司	取締役社長 真柄 準一
(6) 資本金の額 （平成18年9月30日現在）	2,430百万円	1,300百万円
(7) 発行株式総数 （平成18年9月30日現在）	15,846,496株	11,417,650株
(8) 純資産	10,020百万円	11,511百万円
(9) 総資産	34,746百万円	12,847百万円
(10) 事業年度の末日	3月31日	3月31日
(11) 従業員数	515人	229人
(12) 主要取引先	一般顧客、大手家電メーカー	一般顧客、大手家電メーカー
(13) 大株主及び持株比率	野島 廣司 12.5% 野島 隆久 12.2% 野島 絹代 12.0%	ラオックス 17.6% 真柄 準一 17.0% (財)真柄福祉財団 14.0%
(14) 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行 横浜銀行 みずほ銀行	第四銀行
(15) 当事会社の関係	資本関係	該当ありません
	人的関係	該当ありません
	取引関係	該当ありません

4. 最近3決算期間の業績（単位：百万円）

決算期	株式会社ノジマ（合併会社）			株式会社真電（被合併会社）		
	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
売上高	81,167	85,179	95,342	9,833	10,188	9,319
営業利益	163	1,703	1,716	248	188	609
経常利益	745	2,293	2,338	65	68	199
当期純利益	249	857	1,298	53	51	500
1株当たり当期純利益(円)	36.44	60.95	89.71	4.80	4.64	45.43
1株当たり配当金(円)	15.0	10.0	11.0	6.0	6.0	5.0
1株当たり純資産(円)	914.66	503.29	636.18	1,088.83	1,086.59	1,045.42

（注）ノジマは、平成16年8月20日付で1株を2株に株式分割を実施しております。

5. 合併後の状況

- （1） 商号 株式会社 ノジマ
- （2） 主な事業内容 デジタルAV家電関連商品の販売、携帯電話の販売、その他これに付随するサービスの受付
- （3） 本店所在地 神奈川県 相模原市
- （4） 代表者 野島 廣司
- （5） 資本金の額 合併により発行する新株式数が未定であり、今後確定次第お知らせいたします。
- （6） 総資産 合併により発行する新株式数が未定であり、今後確定次第お知らせいたします。
- （7） 事業年度の末日 3月31日
- （8） 業績に与える影響 現在策定中であり、明らかになり次第速やかにお知らせいたします。

前事業年度

該当事項はありません。

(2) 【その他】

平成18年11月21日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・94,553千円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・6円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成18年12月4日

(注) 平成18年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、支払を行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第44期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月19日関東財務局長に提出

(2) 自己株券買付状況報告書

報告期間（第45期）（自 平成18年3月1日 至 平成18年3月31日）平成18年4月4日関東財務局長に提出

報告期間（第45期）（自 平成18年4月1日 至 平成18年4月30日）平成18年5月2日関東財務局長に提出

報告期間（第45期）（自 平成18年5月1日 至 平成18年5月31日）平成18年6月8日関東財務局長に提出

報告期間（第45期）（自 平成18年6月1日 至 平成18年6月17日）平成18年7月6日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

平成18年7月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（会社分割）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成18年10月20日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2（合併）の規定に基づく臨時報告書であります。

(4) 臨時報告書の訂正報告書

平成18年10月2日関東財務局長に提出

平成18年7月19日提出の臨時報告書（会社分割）に係る訂正報告書であります。

平成18年12月19日関東財務局長に提出

平成18年10月20日提出の臨時報告書（合併）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

株式会社ノジマ

取締役会 御中

霞が関監査法人

代表社員 公認会計士 宮地 五郎 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小林 和夫 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年10月31日に新株予約権付社債10億円を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月26日

株式会社ノジマ

取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員 公認会計士 宮地 五郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小林 和夫 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年12月19日に株式会社真電と「合併契約書」を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

株式会社ノジマ

取締役会 御中

霞が関監査法人

代表社員 公認会計士 宮地 五郎 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小林 和夫 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第44期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノジマの平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年10月31日に新株予約権付社債10億円を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月26日

株式会社ノジマ

取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員 公認会計士 宮地 五郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小林 和夫 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第45期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノジマの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年12月19日に株式会社真電と「合併契約書」を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。